

水戸市上下水道局が発注する建設工事における情報共有システム試行要領（上下水道編）

（目的）

第1条 この要領は、建設現場における生産性の向上を推進するための取組みの一環として、水戸市上下水道局が発注する建設工事（機械・電気・営繕工事は除く）において情報共有システムを試行するにあたり、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第2条 試行要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

（1） 情報共有システム

ICT（情報通信技術）を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、水戸市ではASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式（※1）によるものとする。

※1「ASP方式」とは、インターネット経由でアプリケーションを提供する方式をいう。

（2） 受注者

発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任（監理）技術者などの関係者も各種工事情報の共有が可能である。

（3） 発注者

受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督員を主に指す。なお、検査員や発注担当課職員等の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

（4） 工事帳票

「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。なお、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の押印・署名と同等の記録が各工事帳票に記録される必要がある。

（情報共有システムの対象工事）

第3条 予定価格1千万円以上の「茨城県土木積算基準及び標準歩掛」により積算を実施した土木一式工事、又は「水道事業実務必携」により積算を実施した水道施設及び管工事のうち、受注者の希望する工事を対象とする。なお対象工事は特記仕様書に情報共有システム活用試行工事であることを明示する。

（情報共有システムの機能要件）

第4条 本試行において使用できる情報共有システムは、「茨城県土木部情報共有システム要件書」（以下「要件書」）を満たすものとする。使用するシステムの決定については、「要件書」を満たすシステムから受発注者協議により決定する。

2 発注者及び受注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意するものとする。

※2 国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表
(http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)

(対象とする工事帳票)

第5条 情報共有システムで対象とする工事帳票は、別紙1 情報共有システム試行対象書類一覧表(案)を基本に、受発注者協議により決定するものとする。

(対象とする工事帳票の決裁)

第6条 対象とする工事帳票の決裁は、情報共有システム上で行うものとする。

(セキュリティ関係)

第7条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- ① ID・パスワードの管理の徹底
- ② ウィルス対策の徹底
- ③ 個人情報等機密情報の管理徹底
- ④ 工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)
- ⑤ その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(検査)

第8条 情報共有システムで処理を行った工事帳票は電子データでの工事完成(中間)検査の受検を可能とする。なお、検査時の取扱いについては、別紙1 情報共有システム試行対象書類一覧表(案)を基本に、受発注者協議により決定するものとする。

(情報共有システムで処理を行った工事帳票の電子データの納品)

第9条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体(CD-R等)で納品する。

(情報共有システム利用に係る経費)

第10条 情報共有システムの利用に係る経費(登録料及び使用料)は、共通仮設費(技術管理費)の率計上分に含まれる。(積算基準及び標準歩掛2-7 技術管理費)(水道事業実務必携(4)-6)

(システム利用に関するアンケート)

第11条 受注者は、工事完成後14日以内に、別紙2 情報共有システム試行に係るアンケートを提出する。

(その他)

第12条 本試行要領に定めがない事項に関しては、「土木工事等の情報共有システムの活用ガイドライン」(国土交通省)を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年10月1日以降に契約する工事に適用する。

(参考) 特記仕様書の記載例

第〇〇条 情報共有システム試行対象工事

- 1 この工事は、水戸市上下水道局が発注する建設工事における情報共有システム試行要領（上下水道編）（以下、「要領」）第3条第1項に基づく受注者希望型による情報共有システムの試行対象工事である。
- 2 実施にあたっては「要領」に基づくものとする。※URL記載※
- 3 本試行において活用する情報共有システムは、「茨城県土木部情報共有システム要件書」を満たすシステムから受発注者協議により決定する。
- 4 情報共有システムで対象とする工事帳票は、「要領」別紙1 情報共有システム試行対象書類一覧表(案)を基本に、受発注者協議により決定するものとする。
- 5 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体（CD-R等）を2部納品する。
- 6 受注者は、工事完成後14日以内に、別紙2 情報共有システム試行に係るアンケートを提出する。

工事関係書類				書類の取扱い		備考		
作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	ASP		紙	
工事着手前	契約関係書類	1	現場代理人及び主任(監理)・専門技術者選(改)任通知書	工事請負契約書第10条1項		○		
		2	工事等工程表	工事請負契約書第3条1項		○		
		3	建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書	共通仕様書1-1-1-40		○		
		4	前金払請求書	工事請負契約書第33条1項		○		
	その他	5	工事カルテ(CORINS)	共通仕様書1-1-1-5			メールで受信	
		6	再生資源利用計画書-建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19		○	施工計画書に含めて提出	
		7	再生資源利用促進計画書-建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19		○	施工計画書に含めて提出	
	1施工計画	①施工計画	8	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4		○	
			9	設計図書の見直し確認資料(契約書第18条に該当する事実があった場合)	工事請負契約書第18条 共通仕様書1-1-1-3		○	
			10	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-37		○	
		2施工体制	②施工体制	11	工事測量結果	共通仕様書1-1-1-37		○
				12	再下請負通知書・作業員名簿	共通仕様書1-1-10 建設工事施工適正化指針		○
				13	施工体制台帳・作業員名簿	共通仕様書1-1-10 建設工事施工適正化指針		○
			14	施工体系図	共通仕様書1-1-10 建設工事施工適正化指針		○	
	15	材料使用届	共通仕様書2-2		○	効率化に繋がらないと判断される場合については、ASPの対象としない。		
施工中	1施工状況	③施工管理	16	監督員指示書	工事請負契約書第9条		○	当面の間は紙での運用とする。
			17	条件変更等通知書	工事請負契約書第18条		○	
			18	工期の変更に関する協議書	工事請負契約書第21, 23条		○	当面の間は紙での運用とする。
			19	工事打合せ記録簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2		○	
			20	工事打合せ記録簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2		○	
			21	工事打合せ記録簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2		○	
			22	工事打合せ記録簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2		○	
			23	工事打合せ記録簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2		○	
		24	段階確認書	共通仕様書3-1-1-3		○		
		④安全管理	25	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-36		○	
	26		安全教育訓練実施資料等	共通仕様書1-1-1-26			提示	
	⑤工程管理	27	工事履行状況報告書(実施工程表含む)	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24		○		
		中間前払金	28	中間前金払認定申請書	工事請負契約書第33条4項		○	
	29		中間前金払請求書	工事請負契約書第33条3項		○		
	指定部分検査		30	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項		○	
31			指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項		○		
32			出来形部分等請求書	工事請負契約書第39条1項		○		
出来形検査	33		出来形算出明細書	工事請負契約書第38条3項 共通仕様書1-1-1-21		○		
	34	出来形確認請求書	工事請負契約書第38条3項		○			
	35	出来形算出明細書	工事請負契約書第38条3項 共通仕様書1-1-1-21		○			
	36	出来形部分等請求書	工事請負契約書第38条6項		○			
37	中間検査願	建設工事等検査要領第16条		○				
38	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19			提示			
工事完成時	契約関係書類	39	完成通知書	工事請負契約書第32条第1項		○		
		工事書類	40	出来形管理一覧表・出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23		協議(A)	
	41		品質管理一覧表	共通仕様書1-1-1-23		協議(A)		
	42		工事主要材料使用総括表	共通仕様書2-2		協議(A)		
	43		総合評価実施報告書			協議(A)		
	44		現場環境改善の実施状況			協議(A)		
	45	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(土木)	共通仕様書3-1-1-8		協議(A)			
	その他	46	再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19		協議(A)		
		47	再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19		協議(A)		

※引渡書・請求書(完成代金)については、完成図書提出後の提出となることから一覧表から除外している。

※本表は、基本的な取扱いを定めたものである。ASPの対象・非対象を変更する場合は受発注者協議とする。

※本表は工事に必要となる代表的な書類の一覧であり、本表に掲載のない書類の取扱い(ASPの対象、非対象)については、受発注者協議による。

「ASP」: 施工中に情報共有システムを利用して、電子的に授受を行う書類

「紙」: 契約書類、契約関係書類で、従来どおり「紙」を授受する書類

「協議A」: 施工中に情報共有システムを利用して、電子的に授受を行うことを基本とするが、検査時に「紙」で提出する場合はASPで扱わない書類。

※工事写真について、電子納品を行う場合は別途定める「水戸市電子納品ガイドライン」に基づき納品とする。

情報共有システム試行に係るアンケート

※このアンケートは、情報共有システム導入にあたっての課題抽出、検証をおこなうものであり、内容により工事成績評定等に影響を与えるものではありません。

1 工事名

2 年齢

3 会社名及び氏名

4 作業期間（工期）

5 現場から発注者事務所までの移動距離

3km以下

5km以下

10km以下

11km以上

6 他の発注機関の工事で情報共有システムを利用したことがありますか

ある

ない

7 従来の提出書類の作成作業と比較して、情報共有システムを利用することにより、提出書類作成作業が効率化しましたか？また、その理由についてお答えください。

効率化した

従来とあまり変わらない

非効率となった

（理由を記載：

）

8 従来の紙による書類提出と比較して、情報共有システムで書類の提出・承認ができたことにより、書類の提出・承認作業が効率化・迅速化しましたか？また、その理由についてお答えください。

効率化した

従来とあまり変わらない

非効率となった

(理由を記載: _____)

9 情報共有システム利用により、発注者事務所までの移動回数は減少しましたか。

(書類提出, 軽微な打合せなど)

減少した(概ねの減少率: _____ %)

変わらない

増加した(増加の要因: _____)

10 情報共有システムの利用により、紙による書類の提出枚数は減少しましたか。

減少した(概ねの減少率: _____ %)

変わらない

増加した(増加の要因: _____)

11 情報共有システムの利用において、ネットワーク環境等に何か問題がありましたか。

問題なかった

問題があった(内容: _____)

12 工事の施工中における情報共有システムの使用に当たって満足度についてお伺いします。

満足

やや満足

どちらとも言えない (理由: _____)

やや不満がある (理由: _____)

不満がある (理由: _____)

※理由の例:システムの操作等が難しい など

13 情報共有システムを使用することによって業務改善につながりましたか。

つながった

ややつながった

どちらとも言えない (理由:)

あまりつながらなかった (理由:)

つながらなかった (理由:)

14 今後の工事で情報共有システムの利用が可能になった場合、利用したいですか。

利用したい

利用したくない

その他 (具体的内容を記載:)

15 水戸市発注工事において、情報共有システムを利用することについて、ご意見等がございましたら、自由に記載してください

()

別紙 2
発注者用

